

# 医療費の援助について

岩泉町教育委員会

要保護または準要保護として認定された児童生徒に下記の疾病が発見された場合、その治療に要する経費を町で負担します。

## 補助対象となる疾病（学校保健安全法による規定）

- ①トラコーマ・結膜炎
- ②白癬・疥癬・膿痂疹
- ③中耳炎
- ④慢性副鼻腔炎・アデノイド
- ⑤う歯（むし歯）
- ⑥寄生虫病（虫卵保有を含む）

### ◆本人負担の医療費を援助します

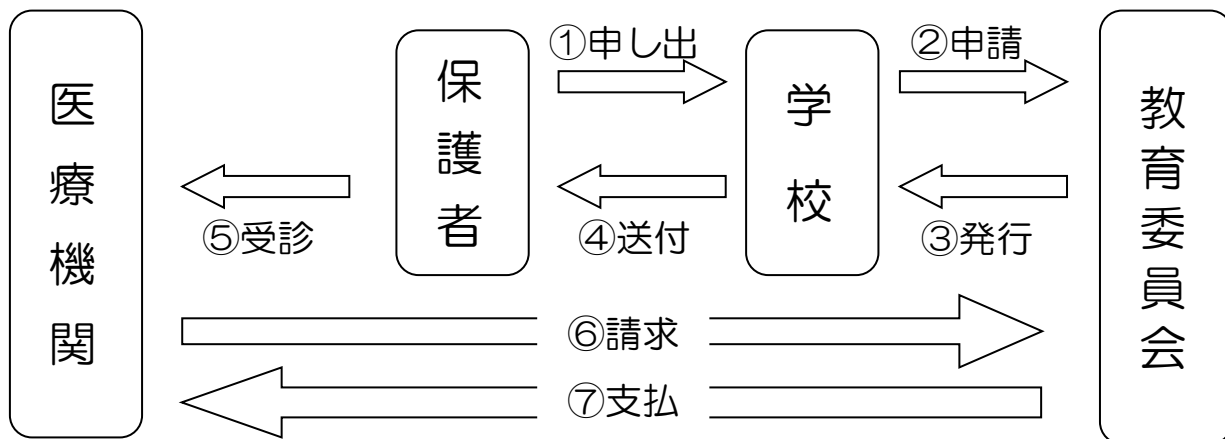
窓口負担分（要保護者は医療費全額、準要保護者は社会保険負担分の7割を除いた3割分）を援助します。

### ◆医療費の援助を受けるには『医療券』が必要です

医療券が必要なときは、お子さんが通学する学校に申し出てください。

学校からの申請を受け、教育委員会で発行し、学校を通じて保護者に送付します。

医療券が届いたら、受診の際に保険証と一緒に医療機関に持参してください。



### ◆注意事項

・医療券の発行には数日かかりますので、受診の日まで余裕をもって申し出てください。

・原則、学校における検診等の結果、治療の必要がある場合に援助します。

・医療券を使用しなかった場合は、必ず学校に返却してください。

・医療券を持参しないと個人負担となる場合があります。